

港湾空港技術研究所名義使用許可等取扱規則

平成 22 年 8 月 4 日

研究所規則第 4 号

一部改正 平成 23 年 5 月 30 日 研究所規則第 7 号

一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 研究所規則第 3 号

一部改正 平成 28 年 4 月 1 日 研究所規則第 1 号

(目的)

第 1 条 官公庁、民間団体等による展示会、競技会、講演会、講習会、博覧会、普及運動その他の行事の主催、映画等の製作、出版物の刊行等（以下「行事等」という。）に関する後援、協賛、監修等の港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）名義の使用の許可については、この規則に定めるところによる。

(名義使用の許可基準)

第 2 条 行事等に関する後援、協賛、監修等の研究所名義の使用は、行事等が次の各号のすべてに該当する場合に限り、許可するものとする。

一 その内容が、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

イ 国民経済の発展又は国民生活の向上に係るもので国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成 11 年法律第 208 号）第 3 条に規定する研究所の目的と密接な関係を有するもの

ロ 研究所が現在実施している研究もしくは過去に実施した研究と密接な関係を有するもの

ハ 研究所の研究成果の普及に寄与するもの

二 営利を主たる目的とせず、かつ特定の団体等の宣伝に利用されるおそれのないもの

三 行事等の主催者、製作者、発行者等（以下「主催者等」という。）が次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ又はへに掲げる者であるもの

イ 国の行政機関

ロ 独立行政法人、公庫、公団その他の特殊法人

ハ 地方公共団体

ニ 公益法人（宗教法人を除く）又はこれに準ずる団体

ホ 新聞、テレビ、ラジオ、映画会社等の報道事業を営む会社

へ その他上記各号に準ずると認められるもの

四 その主催者等が前号ニ、ホ又はへに掲げる者であるときは、当該主催者等が行事等を開催する十分な意思と能力を有すると認められるもの

五 行事等の実行を確実にならしめる計画を有し、かつ、運営の方法が公正であるもの

六 行事等の開催につき、安全上及び衛生上適切な措置が講じられているもの

(許可等の申請)

第3条 研究所名義の使用の許可を受けようとする者は、許可及び交付を受けようとする日の1か月前までに、別記様式第1号による申請書を管理調整・防災部企画調整・防災課に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、必要に応じて、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。
- 一 行事等の開催の目的、日時又は期間、場所、方法その他行事等の内容を示す書類
 - 二 行事等の収支予算に関する書類
 - 三 主催者等が前条第3号二、ホ又はヘに掲げる者であるときは、寄付行為、定款又は会則、役員名簿、事業報告書その他当該団体の性格及び内容を示す書類
 - 四 他の官署、法人等の名義の使用の予定があるときは、その内容を示す書類

(許可等の手続き)

第4条 決裁文書については管理調整・防災部企画調整・防災課が起案を行い、必要に応じて当該行事等の内容に係る業務を所掌する部署と合議のうえ、港湾空港技術研究所文書管理規則に従い必要な決裁を受けるものとする。

(許可等の通知)

第5条 管理調整・防災部企画調整・防災課は、決裁が完了したときは、別記様式第2号による通知書を速やかに作成し、申請書の提出者に通知するものとする。

(指導・監督)

- 第6条 管理調整・防災部企画調整・防災課は、研究所名義の使用の許可の後においても、主催者等がこの要領の趣旨に反する行為を行わないよう指導し、監督するものとする。
- 2 管理調整・防災部企画調整・防災課は、主催者等がこの規則の趣旨に反する行為を行っている疑いがある場合は、速やかに現地調査を行うものとする。
- 3 管理調整・防災部企画調整・防災課は、主催者等がこの要領の趣旨に反する行為を行っていることが判明した場合は、速やかに是正を勧告するものとする。
- 4 管理調整・防災部企画調整・防災課は、主催者等が当該行事等の主催に当たって、安全上及び衛生管理上適切な措置をとるよう指導するものとする。

(許可等の取消し)

- 第7条 研究所名義の使用の許可の後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究所名義の使用の許可を取り消すものとする。
- 一 行事等の内容が申請と著しく異なるとき
 - 二 主催者等が当該行事等の主催、製作、刊行等につき研究所の信用を傷つける行為を行ったとき
 - 三 主催者等が前条第2項の現地調査を拒んだとき又は前条第3項の是正の勧告に従わないとき
 - 四 主催者等が当該行事等の主催に当たって、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき

(報告)

第8条 主催者等は行事等の主催が終了したときは、速やかに収支決算、入場者、参加者、応募者等の数等その状況を示す書類を、管理調整・防災部企画調整・防災課に提出しなければならない。

附 則

この規則は公布の日より施行する。

附 則（平成23年5月30日 規則第7号・一部改正）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日 規則第3号・一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日 研究所規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

平成 年 月 日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

住 所
氏 名

印

行事等に関する国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所名義の使用許可申請について

この度、下記により を主催（製作・刊行等）するにあたり、港湾空港技術研究所名義の使用許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 行事等の名称及び目的

名 称

目 的

2. 名義使用期間

期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3. 行事等の期間及び場所

期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

場 所

4. 使用する港湾空港技術研究所名義

後援（協賛・監修等）

5. 港湾空港技術研究所の後援等を必要とする理由

※添付すべき書類

◆行事等の内容を示す企画書、実施要領等

◆申請団体の活動を記した定款、寄付行為、会則、規約、役員名簿等の書類

(別記様式第2号)

研究所 企 第 号
平成 年 月 日

申 請 者 あて

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長

行事等に関する国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所名義の使用について

平成 年 月 日で申請のあった標記については、下記のとおり許可する。

記

1. 行事等の名称

名 称

2. 名義の使用を許可する期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3. 使用許可する港湾空港技術研究所名義

後援（協賛・監修等）

4. 次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すものとする。

- 一 行事等の内容が申請と著しく異なるとき。
- 二 行事等の実施につき、港湾空港技術研究所の信用を傷つける行為をしたとき。
- 三 港湾空港技術研究所の関係職員の、行事等の会場、事務所その他の場所への立ち入りを拒んだとき。
- 四 行事等の実施にあたり、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき。

5. 行事等が終了したときは、速やかに次以下を記載した報告書（様式自由）を提出すること。

- 一 本名義使用許可書の文書番号及び許可年月日
- 二 行事等の名称
- 三 行事等の期間及び場所
- 四 入場者、参加者、応募者等の数
- 五 その他行事等の結果